

## 平成 24 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 6 月 15 日 (金) 15 時から 17 時まで
- 2 会 場 新宿区新宿区三栄町 22 番地 新宿区立新宿歴史博物館 2 階 講堂
- 3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名
- [理事出席者]  
理事長 永木 秀人 副理事長 加賀美秋彦 常務理事 藤牧 功太郎  
理事 石崎 洋子 理事 岡田 芳朗 理事 白井 裕子  
理事 武井 正子 理事 新田 満夫 以上 8 名
- [監事出席者]  
監事 名倉 明彦 監事 小柳 俊彦 以上 2 名
- [会計監査人出席者]  
会計監査人 太陽 A S G 有限責任監査法人  
並木 健治、土居 一彦、登坂 秀明 以上 3 名
- [同席者]  
主幹 鯨井 庸司 事務局次長 諏訪 丹美
- 欠席者 [理事欠席者]  
理事 佐藤 洋子 理事 清水 敏男 理事 原田 宗彦  
理事 平田 達 以上 4 名

### 4 議題

#### (1) 議事事項

議案第 1 号 「公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会」外部委員の委嘱 (案) について

議案第 2 号 平成 24 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集 (案) について

議案第 3 号 平成 23 年度の事業報告及び計算書類等 (案) について

議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について

議案第 5 号 公益財団法人新宿未来創造財団経理規程の改正について

議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦 (案) について

議案第 7 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 23 年度業績係数 (案) について

#### (2) 報告事項

##### ① 規則の改正について

ア パートタイム労働者就業規則

イ 人事評価実施規則

ウ 事務局職層会議等の設置及び運営に関する規則

エ 職員懲戒審査委員会設置規則

オ 職員の再雇用に関する規則

##### ② 財団経営計画の策定について

③ 新宿区立新宿文化センター一年末年始休館期間中における開館の試行実施について

④ その他

## 5 定足数の確認

理事現在数 12 名中 7 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

## 6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、永木理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

### (1) 議案第 1 号 「公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会」外部委員の委嘱（案）について

諏訪事務局次長より議案第 1 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

### (2) 議案第 2 号 平成 24 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回評議員会の招集（案）について

事務局より議案第 2 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

### (3) 議案第 3 号 平成 22 年度事業報告及び計算書類等（案）について

事務局より議案第 3 号について、資料に基づき説明が行われた。その後、議長の求めに応じて、名倉監事より事業及び収支会計に関する監査の結果が適切であったこと、ならびに会計監査人より収支決算がすべての重要な点において適正に表示され、公益法人会計の基準に準拠した、公益認定関係書類と整合して作成されているものであることの報告があった。その後、質疑が行われ議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

### (4) 議案第 4 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について

### (5) 議案第 5 号 公益財団法人新宿未来創造財団経理規程の改正について

諏訪事務局次長より議案第 4 号及び議案第 5 号について、資料に基づき一括して説明が行われた後、議案をそれぞれ原案とおりに出席者全員一致で可決した。

### (6) 議案第 6 号 公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦（案）について

諏訪事務局次長より議案第 6 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

### (7) 議案第 7 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 23 年度業績係数（案）について

諏訪事務局次長より議案第 7 号について、資料に基づき説明が行われた後質疑が行われ、議案を原案とおりに出席者全員一致で可決した。

## 7. 報告事項

### ① 規則の改正について

ア パートタイム労働者就業規則

イ 人事評価実施規則

ウ 事務局職層会議等の設置及び運営に関する規則

エ 職員懲戒審査委員会設置規則

オ 職員の再雇用に関する規則

諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項について質疑はなかつ

た。

② 財団経営計画の策定について

鯨井主幹より資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項についてその後質疑が行われて、意見が出された。

③ 新宿区立新宿文化センター一年末年始休館期間中における開館の試行実施について

鯨井主幹より資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項についてその後質疑が行われて、意見が出された。

④ その他

藤牧常務理事より資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項について質疑はなく、事務局次長より口頭による報告1件がなされた後に、議事を終了し、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長および副理事長ならびに監事は次のとおり署名する。なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成24年 6月15日

理事長 永 木 秀 人

副理事長 加賀美 秋 彦

監事 名 倉 明 彦

監事 小 柳 俊 彦

平成 24 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 1 回理事会  
議事録

平成 24 年 6 月 15 日

○永木理事長 それでは、議事に入ります。

まず、第1号議案の公益財団法人新宿未来創造財団評議員選定委員会外部委員の委嘱についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 ただ今第1号議案につきましての説明がありました。

発言等のある方はお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 特にご質疑はないので、議案第1号につきましては、原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第2号、平成24年度公益財団法人新宿未来創造財団第1回評議員会の招集についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 では、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質疑があればお願いします。いかがですか。それでは、これを持ちまして質疑を終了して、原案どおり決定するというところでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 それでは、議案第2号につきましては、原案どおり決定させていただきました。

続いて、議案第3号、平成23年度の事業報告及び計算書類等について議題に供します。後ほど、監事並びに会計監査法人からご報告をいただきます。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 引き続き、平成23年度の事業報告及び計算書類等について、監査報告を名倉監事に、お願いします。

○名倉監事 監事の名倉です。283ページに監査報告書があります。

私たち監事3名は、去る5月31日に監査を実施しました。監査の結果、2番に記載のとおり、事業は法令及び定款等に従って、適正に実施されていることを認めました。

また理事の職務の執行に関する不正な行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

それから、会計の処理及び財務の管理については、会計原則に基づく処理がなされており、計算書類に表示された金額を適正とする会計監査人の監査報告書を正当であると認めました。以上です。

○永木理事長 ありがとうございます。

それでは、太陽ASG有限責任監査法人から会計監査人報告をお願いします。

○並木会計監査人 それでは、会計監査人の太陽ASG有限責任監査法人から本年度の監査の報告をいたします。

今、監事からご報告のあった1ページ前の281ページに独立監査人の監査報告書があります。

大きく分けて2つの区分があります。上の半分程が財務諸表監査、下の半分程が財産目録に対す

る意見の2つに分かれています。

結論だけご報告します。最初に財務諸表監査について、4つあるパラグラフの一番下の監査意見という項目です。当監査法人は、上記の財務諸表等が我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

続いて、下半分の財産目録に対する意見ですが、これも4つ目のパラグラフ、財産目録に対する監査意見のところでは、

当監査法人は、上記の財産目録が我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認めます。以上です。

○永木理事長 ありがとうございます。

説明は終わりました。議案第3号について、ご質疑をお願いします。

○白井理事 理事の白井です。貸借対照表267ページですが、その中の固定資産項目、1の基本財産の定期預金が、前年度よりも16万7,000円減となっているが、これはどうしてか。

○永木理事長 事務局の説明をお願いします。

○遠藤経営課長 減価償却額をこちらで計上しています。

○諏訪事務局次長 補足します。

私どもは基本財産として国債を保有しています。国債の評価は買った時より高くなりますが、これを10年後（満期時）には、きちんと（元金）5億円に戻すということです。満期に5億円となるように、その差額分を減価償却させていきます。監査法人からのご指導もあり、定期預金に減価償却額を毎年入れていき、（元金が）5億円になるように調整をしています。

○白井理事 もう一度聞いてよいですか。

○諏訪事務局次長 はい。

○白井理事 貸借対照表に書いてある定期預金に対応するのは、279ページの財産目録では、固定資産基本財産の定期預金の内訳にある東京スター銀行新宿西口支店とみずほ銀行新宿支店の2本の定期預金になると思います。定期預金残高が、前年度に295万8,000円あれば、元金に利息がついた当年度の金額になるか、定期預金残高はそのまま、利子分だけを別口座に入金するかのどちらかになると思います。定期預金残高自体が減るのがわかりません。

○諏訪事務局次長 仕訳の問題です。定期預金の基本財産利息は、基本財産の受取利息で収入しています。国債購入時は丁度5億円では買っていません。5億円より安く買った差額分を含めて定期預金にした額の一部を基本財産として、その他の金額を定期預金として資産に計上しているものです。その額が丁度の金額ではなく、もともとの定期預金残高の一部を基本財産として定めているため、基本財産部分が国債の評価と併せて毎年5億円になるように減価償却をする処理です。説明が大変わかりづらくすみません。

○白井理事 わかりやすく質問すると、今の説明は去年の定期預金は295万8,000円あったが、一部を解約して別な運用に振替えたということですか。

○諏訪事務局次長 解約はしておりません。仕訳の問題だけです。

○白井理事 預金通帳の3月31日現在の残高の問題だと思いますが違いますか。

○登坂会計監査人 説明します。まず、基本財産は、国債の5億円で一定にしています。投資有価証券ですが、先ほど申しましたように、満期まで保有していますので、満期までの金額に調整するため、「償却原価」という会計処理をしています。

当初、低い価格で計上しているのを、それを5億円になるように每期、每期、均等で増額しています。増額しますので、その分基本財産が少し増えますので、その差額分を定期預金で調整して5億円になるように定期預金を減らして、その他の定期預金にしています。だから、全体として定期預金の額は変わっていません。ただ基本財産を調整するために、基本財産である定期預金を減らして、違う定期預金にしているということです。

- 加賀美理事 基本財産を5億円にするために、投資有価証券と定期預金で一定額にして合計額を維持するつもりですね。
- 登坂会計監査人 はいそうです。
- 白井理事 わかりました。ただ、3月31日現在、この財産目録にある2つの銀行にはこの金額しかないということよろしいのですか。
- 登坂会計監査人 基本財産では(正しいです)。他の定期預金に入っています。あくまでも調整のために行っています。
- 白井理事 振り分けているだけで、定期預金としては、もしかしたら1本ということですね。
- 登坂会計監査人 はい。
- 白井理事 はい。
- 永木理事長 ほかにいかがですか。どうぞ。
- 白井理事 同じく279ページの固定資産のその他固定資産の中、投資有価証券の国際復興開発銀行債とはどういうものですか。
- 先ほどの説明では、今年は現金預金7億のうちの5億は投資有価証券に振り分けましたということでした。財産目録の利付国債を買った金額が大体5億なので、これだと思います。もともとのが国際復興開発銀行債というような去年までのものだと思うが、どんな債券かご説明いただけますか。
- 登坂会計監査人 276ページの5番に注記があり、これが内容です。5番の表ですが、国際復興開発銀行債、今1億と1億あり、合計2億です。
- 白井理事 いつから保有しているのですか。
- 登坂会計監査人 これは従来からあるものです。
- 白井理事 これは帳簿価格としては2億ですが、時価評価額はこのように減っているということですか。
- 登坂会計監査人 そうです。満期保有ですと、時価評価はしないことになっており、満期まで同じ1億ですが満期の額面と取得価格は変わらないので、変わった場合にはずっと償却原価を使って処理します。これは元々額面と取得価格が一緒ですので、1億のままですが、時価はあります。まだ時価評価をしないので、そのままにしています。
- 諏訪事務局次長 申し訳ありません。前回の理事会でも確かご質問をいただいたと思いますが、米国ドル建てと豪ドル建てで、平成19年と20年に購入し、今売るに売れないものがある旨の、確か白井理事からご質問いただいた有価証券で、30年後まで持ち続ける予定です。大変申し訳ありません。
- 白井理事 為替が変わることを期待しているという形になるのでしょうか。
- 永木理事長 そうです。
- 白井理事 はいわかりました。
- 新田理事 公益法人というのは、時価評価に直さなくていいのですか。購入額のままの簿価で記載して良いのですか。
- 並木会計監査人 満期保有目的の債権というのは、普通の企業でもこのような評価になっています。
- 新田理事 それからもう一つ、資金運用規程がありますが、今見たところ詳細な資金運用方法が書いてありません。例えば、ドルを買うとか、定期にしようとか、国債にしようという判断は誰に決定権限がありますか。銀行に残高があるから定期が良いとか、ドルを買おうというのは、誰の権限ですか。金額で決めているのですか。
- 諏訪事務局次長 お手元にある資産運用規程の61ページからになりますが、現況では、もちろん、公益財団法人として、理事会において事務局案の提示内容をお諮りして頂き、運用について決定することになります。今後は、このような債券などを購入する際は、理事会、この場でお諮りすることになります。

- 新田理事 金額に関係なくですか。
- 諏訪事務局次長 そうです。金額には関係なく大きなものを購入する場合、基本的に、運用財産として有価証券等を購入する場合も、お諮りをするというのが原則です。ただ、現在保有しているものについては、公益認定を取る前に購入をしたものです。(現行の)資金運用規程が発効する以前に購入したものになります。ただ(当時の運用決定の際には)理事長決定を受けています。
- 新田理事 それは売却時も同じですか。
- 諏訪事務局次長 はい、当然そういうことです。
- 新田理事 すると緊急を要する時にも理事会を開かないと決められないのですか。来週の17日などには為替相場は動くと思います。
- 諏訪事務局次長 資産が固定化しないように、すべてを運用資産や、特定資産にしないで、現金化しやすい流動資産とすることで対応できるように運営をしていきたいと考えています。
- 永木理事長 今、新田理事からのご質問のとおり、新しい財団ができる前に債券を買いました。当時はまだ世界的なリーマンショック等々の信用不安で為替が現在のような状況にはならないだろうと考えていました。新田理事と同様の質問を職員にしたら、当時は安全だということで運用しましたが、実は先ほど次長から説明のとおり、30年、為替が戻るまで、戻るかどうかは疑問ですが、当時の判断ではそういう判断をしました。率直に言って4,000万円を超える金額の損失なので、大変大きな問題となっています。
- 新田理事 ただ、一般企業ではないので、今売ると損なので持っている。それは理解しますが、売らないとキャッシュ・フローが成り立たない時はどうしますか。現金化しないと資金不足になる時は銀行借入ができるのですか。区が貸してくれるのですか。
- 永木理事長 確かに新田理事の言うとおりに、全体の資金が回らないことも可能性としてはあります。ただ、現在は約12億の資産がある中で、この2億円というものは直ぐには影響はないと考えます。
- 新田理事 手を付けなくても大丈夫ですか。
- 永木理事長 手を付けなくて、運営するのが我々の責任と思っています。会社を経営されている新田理事が一番よくおわかりだと思います。
- 加賀美理事 「規程上、資金の担当者、理事長が……」とありますが。
- 新田理事 できるのですか。
- 加賀美理事 できるのではないですか。理事会にその都度諮らなくても、急激な為替レートの変動に対応するための規程が一応ありますね。
- 永木理事長 「理事会の職務」規定の前にロスカット・ルールの規定がありますね。
- 諏訪事務局次長 急激に下がって大損という場合には、理事長が行えるようになっております。
- 新田理事 理事長に委ねているのでしょうか。
- 諏訪事務局次長 はい。
- 加賀美理事 その場の対応策もできるような道を残しておいた方がよいかもかもしれません。
- 永木理事長 そのとおりです。
- 石崎理事 前は外貨建てでしたか。そのようなもの(債券)については買わないのですか。
- 諏訪事務局次長 今の運用規程では買えないことになっています。
- 石崎理事 この資金運用規程はどうなっているんですか。
- 諏訪事務局次長 平成22年度以降に制定しましたので、平成21年10月21日の理事会で議決しました。平成22年4月1日から施行していますが、購入が平成19年と平成20年になっています。
- 永木理事長 64ページの附則の2を見てもらうとわかりますが、施行日の前日までに取得した対象については、なお従前の例によるということで、従前どおりで今の報告になります。
- 石崎理事 ただ、61ページの第5条は、どうですか。
- 永木理事長 61ページの5条ですか。
- 石崎理事 これはそのままなのですか。



- 永木理事長 そのままです。
- 石崎理事 そのまま残っているのですか。
- 永木理事長 はい。しかし、その条件として、次の6条のムーディーズ、スタンダード&プアーズ、日本の格付け機関による評価のチェックも行った上で運用の対象とします。その後は7条で定める運用のモニターに定期的にかけて、そのうえロスカットルールも定めた上で理事会にお諮りするというルールになっています。
- 石崎理事 規程上は、今も外貨建て債券を購入できるのですか。
- 永木理事長 購入はできますが、危険なことを我々はいけません。  
アルゼンチン債などに見られる過去によその財団であったような危険な運用は行いません。
- 諏訪事務局次長 失礼しました。預貯金は外貨建てでも良いのですが、やはり債券、証券については、今は買えないことにしています。
- 石崎理事 後者に対しては、できないということですね。
- 永木理事長 よろしいですか。  
それでは、議案第3号、平成23年度の事業報告及び計算書類等につきましては、原案どおり決定するというごことでご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 永木理事長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第4号の公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正については、議案第5号の経理規程と関連していますので、2つの議案を一括して説明し、ご質疑をいただければと思います。事務局の説明を願います。

<資料に基づく説明省略>

- 永木理事長 それでは、ただ今説明が終わりました。議案第4号と議案第5号について、ご意見、ご質問のある方はお願いします。よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 永木理事長 ありがとうございます。それでは、異議なしということで、議案第4号の組織規程の改正を原案どおり決定するというごことよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 永木理事長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第5号の経理規程の改正につきまして、原案どおり決定するというごことよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 永木理事長 ありがとうございます。異議なしということで議案第5号は原案どおり決定させていただきました。

次に、議案第6号の公益財団法人新宿未来創造財団評議員候補者の推薦(案)につきまして、事務局から説明を願います。

<資料に基づく説明省略>

- 永木理事長 説明が終わりました。  
議案第6号につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしということで、原案どおり決定することとさせていただきます。

次に、議案第7号、平成23年度公益財団法人新宿未来創造財団業績係数(案)につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を願います。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対してご意見等がありましたら、お願いします。

○新田理事 (次長に対して)点数の出し方は危険なことで、去年も言わせていただきました。係数の「1.14」という数字は大変結構なことで、ご立派だからと言うしかありません。あなたは1年間同じポストについていて、あなた自身についての去年の満足度はどうなのですか。この点数より本当はもっとよかったのではと思いませんか。自己評点を伺います。

○諏訪事務局次長 3月の時点でも申し上げましたが、職員は、閉館や節電対策がありましたので、一度承認をしたお客様にお断りの電話を入れたり、お借りいただいた団体の方にお断りの電話を入れたり、特に前半期は大変忙しく頑張っていたという意味では、この係数以上に職員の頑張りはあったと思います。一方、収益等については、完全な回復が見えないため、さらなる努力の必要があると考えています。

○新田理事 何が言いたいのかというと、「本当にご苦労さまでした」と言いたかっただけです。

○永木理事長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議案第7号の財団の業績係数について、原案どおり決定するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定させていただきます。

〈以下、報告事項は省略〉